

01

計画の目的

災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「災対法」という。）第42条に基づき、市の地域に係る各種の災害に関し市民の生命、身体及び財産を保護するために市の処理すべき事務又は業務を中心として、防災関係機関、市民、民間事業者、地域団体等がそれぞれ相互に協力した災害予防、災害応急及び災害復旧活動に当たるための諸施策の基本を定め、市の総合的な災害対応力の向上を図ることを目的としている。

02

主な修正内容

防災基本計画や令和6年能登半島地震等を踏まえた修正

○人的被害情報について

- ・対応にあたる体制構築に向けた記載を追加
- ・災害時における安否不明者の氏名等公表を円滑にするためのマニュアル作成に向けた記載を追加

○災害ケースマネジメントについて

- ・災害ケースマネジメント実施体制の整備に向けた記載を追加
- ・生活再建支援制度の普及啓発の記載を追加

○避難所における良好な生活環境の確保について

- ・指定避難所に資機材を計画的に配備するとともに、民間事業者との協定締結等により、避難所の生活環境の改善に向けた記載を追加

令和7年度本市機構改革を踏まえた修正

- ・政策企画部、商工振興部及び文化観光スポーツ部を追加

03

その他

- ・各機関からの意見等を踏まえ、所要の事項を修正